

震災復興起業支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は震災復興起業支援補助金に関し、震災復興起業支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について、この要領の定めるところによる。

2 交付申請等

- (1) 毎月20日（応当日が閉庁日の場合は翌開庁日）までとし、平成26年2月20日（木）17時まで受け付けるものとする。
- (2) 交付は、原則として、当該年度に1回限りとする。

3 交付の決定等

県は、毎月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までの申請を取りまとめ、翌月5日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに交付決定するものとする。

4 概算払い

- (1) 交付決定した日から当該年度の2月末までの期間内に2回だけとする。
- (2) 交付決定した日以降の事業の実績に応じて支払うものとし、交付要綱第13の規程により様式第6号を提出するものとする。
- (3) 概算払いの対象となる経費については、交付要綱別表1に記載の補助対象経費の要件を満たすとともに、支出に係る証拠書類を提出するものとする。
- (4) 概算払いの上限は交付決定額の9割以内とする。

5 補助事業の中止命令

- (1) 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業の中止を命ずることができる。
 - イ 補助対象者が虚偽の報告を行ったとき。
 - ロ 補助事業の内容が大幅に変更となり、補助対象者の申請書類にある事業目的が達成されなくなったとき（開業場所の変更等）。
 - ハ 開業時期が、補助対象者の申請書類に記載している時期に比べ、特段の理由がないにもかかわらず3ヶ月以上遅延したとき。
 - ニ 補助対象者の代表者及び主たる構成員に事故があり、1ヶ月以上にわたり連絡不通となったとき。
 - ホ 過怠によって補助事業を継続する見込みがないと認められたとき。
- (2) 補助事業を中止した際にすでに概算払をしている場合、補助対象者は、既に支払わ

れた補助金の全部を返還するものとする。ただし、天変地異や不慮の事故など、補助対象者の責に帰することができない止むを得ない事情があると県が認めた場合は、既に支払った補助金の返還を免除することがある。

6 その他

- (1) 補助対象者は、チラシ、ポスター、看板、広告及び新聞取材等で取組内容を広報する場合、本補助事業の名称が報道されるように努めなければならない。
- (2) 補助対象者は、事業の進捗状況、事業成果又はその見通し等、補助金の交付手続き一切に係る県との協議・調整について、県から求めがあった場合、善良意思に基づき随時報告しなければならない。
- (3) 補助対象者は、補助事業実施年度の翌年度以降、県からの連絡または訪問等により営業状況等に関し照会があった場合、県に積極的に協力するものとする。
- (4) 応募プランの企画内容に著作権・商標権・肖像権など第三者が権利を有するものを使用する場合は、応募代表者があらかじめ法的手続きを行うものとする。
- (5) 県は、無償で採択プランの公表や二次的使用ができるものとする。
- (6) 県は、補助事業の成果報告（一般向けの広報等）を目的として、採択されたプラン名や内容を公表することがある。
- (7) 県は、応募書類に記載された個人情報について、本事業に関連する目的以外では用いない。

附 則

この要領は、平成25年10月10日から施行し、平成25年度予算にかかる補助金に適用する。